

弔慰金の受給権者が亡くなっている場合は、対象者要件を満たしている先順位の方お一人が、新たに請求できることになります。請求手続きは、請求者の居住地の市町村へ早めにお願いします。

戦没者などの死亡当時のご遺族に対しても、平成27年度から「第10回特別弔慰金」として額面25万円の記名国債(5年償還)が支給されています。まだ、請求手続きをされていない受給権者は、手続きをお願いします。

戦没者などのご遺族の皆さま 特別弔慰金の 請求期限が近づいています

平成29年1月13日付け被表彰者(敬称略)
浜田 豊高 美佐子 川井 寿
北窪 大久保 一ノ瀬
22年11か月 21年 15年

※平成28年11月30日任期で退任された方の表彰

民生委員・児童委員に対する厚生労働大臣からの特別表彰があり、3名の方が表彰されました。

長きに亘り、 大変お世話になりました。

Town Office

〔役場〕☎ 72-0450 〔ふれあいセンター〕☎ 73-0811 〔農業センター〕☎ 73-0978

役場からのお知らせ

NEWS

森林に親しみふれあう機会などの事業に対して補助があります。先人が創りあげてきた森林資源に感謝し、ゆたかな森づくりに対する理解を促進するために、9月を「大豊町ゆたかな森づくり月間」と定めています。

【補助限度額】

1団体1事業5万円

【補助の要件】

森林と親しむために実施する事業

【補助対象者】

各集落(区長)または町長が認める団体

【事業具体例】

町内の山岳登山時の費用、森林セラピード、整備、広葉樹の森づくりなど



農地を借りたい・ 貸したい方は…

問い合わせ先 プロジェクト推進室
元気集落プロジェクト 兵頭

農業経営基盤強化法による「利用権設定」であれば、貸した農地は設定した期間が終了すれば、離作物などを支払うことなく貸人である農地所有者に返つてくるため、安心して農地の貸し借りが行えます。大豊町が、農家の方から提出された利用権設定の申請書をもとに農用地利用集積計画を作成し、農業委員会総会の決定を経て告示します。

農地を農地以外に利用する時は、農地法の許可が必要です！

農地に家や倉庫などを建てたり、駐車場や資材置場として利用したりする場合は、工事を始める前に許可を受けなければなりません。

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合などは、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もありますのでご注意ください。

問い合わせ先 農業委員会 秋山

- 【利用権設定を受ける(農地を借りる)要件】
 - ①農用地全体で耕作や養畜の事業を行うこと。
 - ②耕作や養畜の事業に必要な農作業に常時従事すること。
 - ③地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
- ④権利を有する者全ての同意を得ていること。

8月16日(水)午前10時～午後8時
場所 イオンモール高知1階南「1～
(高知市秦南町1丁目4-10)
メールでのお申し込みは、ホームページ「こうち農に就く.net」の「お問い合わせ」からできます。
※事前の申し込みをお願いします。
(当日参加も可能です。)

問い合わせ先 高知県庁農地
申し込み先 高知県庁農地
申込番号 0000-021-4512

就農相談会の開催について

「ねらそろ地」元に帰ってきたいけど、職業としての農業は？」「栽培技術はどうで研修したらいいの？」「就農にあたってどんな支援制度があるの？」

農業に興味がある方、農業経営を始めたいという方の疑問にお答えする就農相談会を開催します。また、県内外でお仕事をし

問い合わせ先 高知地方法務局香美支局
☎ 0887-72-3052(代)

申請は8月31日までに
(経済対策給付金)

申請の手続きが終わっていない方は、お早目に申請していくだけよう、お願いいたします。なお、申請期限が過ぎますと、申請の受付をすることができませんので、ご注意ください。

問い合わせ先 住民課 福祉班 西村
☎ 0887-72-3052(代)

大豊町社会福祉協議会より お知らせ

何度も出し直す必要がなくなります。
詳しくは、左記までお問い合わせください。
また、「高知地方法務局ホームページ」でもご覧いただけます。

問い合わせ先 高知地方法務局香美支局
☎ 0887-72-3052(代)

本年度で40回目を迎える「24時間テレビ40」(8月26(土)・27(日)放送予定)の募金会場を開設いたします。

大豊会場(17回目)では、26日(土)のみの開設になりますが、左記のとおり募金を受付いたします。当口会場では募金の受付とチャリティーファンズ(数量に限りがあります。)の取り扱いのみとなります。皆さまのご支援・ご協力を待ちしております。

※24時間テレビの詳細についてはホームページなどで確認をお願いいたします。

※大豊会場の詳細については担当までお問い合わせください。

全国の登記所(法務局)において「法定相続情報証明制度」が始まったことを知っていますか？この制度は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

これによって交付される「法定相続情報一覧図」の写しがあれば、各種相続手続(銀行の預金払戻し、不動産の相続登記など)で戸籍謄本の束を

ているお子さんやお孫さんに、農業を継いでほしいという農家の皆さんのが相談にもお答えします。

就農に関することなど、お気軽にご相談ください。当日は、次世代型施設園芸や環境保全型農業(天敵昆虫など)のPR展示も予定しています。

問い合わせ先 大豊町社会福祉協議会 久保
【開設日時】
8月26日(土)午前9時～午後4時30分
【会場】
末広おおとよ店
☎ 073-1200

報証明制度」が始まったことを知っていますか？この制度は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

これによって交付される「法定相続情報一覧図」の写しがあれば、各種相続手続(銀行の預金払戻し、不動産の相続登記など)で戸籍謄本の束を